

「船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」に関する 意見募集実施結果と本市の考え方について

平成18年1月15日～平成18年2月14日の間、「船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」に関する意見を募集しました。ご協力ありがとうございました。

意見募集実施結果

意見募集方法

- ・広報ふなばし（1 / 15 号）に掲載
- ・高齢者福祉課・介護保険課・行政資料室・各出張所、公民館、老人福祉センター、保健センター、在宅介護支援センターで資料を公開
- ・ホームページに掲載

意見等提出人数

31人

- 意見 24件
- その他(質問、要望等) 33件

事業計画書は次の場所で閲覧できます。

高齢者福祉課・介護保険課・行政資料室(市役所 11 階)・包括支援課・地域包括支援センター、

市のホームページでもご覧になれます。<http://www.city.funabashi.chiba.jp/>

下記の施設でも4月28日（金）まで閲覧できます。

- ・各出張所、公民館、老人福祉センター、保健センター、在宅介護支援センター、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階介護保険課窓口）

主な意見と本市の考え方

意見 地域包括支援センターについて・・・5か所の地域包括支援センターではきめ細かく支援できないのではないかと、もっと多く設置する必要がある。

対応 地域包括支援センターの設置については、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域における既存のサービスや資源を活用しながら支援していくことが必要と考えています。

市では5つの行政区ごとに地域包括支援センターを設置し、その協力機関として、既に市の委託で事業を実施していただいている24の地域型在宅介護支援センターを活用し連携していきます。この地域型在宅介護支援センターは今後も地域の身近な相談窓口として機能し地域包括支援センターを補完するものとしております。このことは第5章第1節「地域包括支援センターの創設」(1)(2)(3)の中で記載しております。

意見 介護予防に取り組む人材の確保、ボランティア等の養成や人材の活用をして欲しい。

対応 介護予防に取り組む人材等の育成や活用については、第5章第1節「地域包括支援センターの創設」(1)の中のイメージ図のように、地域包括支援センターがケアシステムの構築をする中で、保健センターや地域型在宅介護支援センター、民生委員、地区社会福祉協議会、居宅介護支援事業者などと連携し推進していきます。介護予防事業は保健センターやケアリハビリセンターでの実施や、民間のサービス事業者等への委託により実施することにより対応していきます。このことは第5章第1節「地域包括支援センターの創設」(3)「船橋市における地域包括支援センターの全体像」 地域支援事業の実施についての中で記載しております。また、地域支援事業の内容等は第5章第2節地域支援事業の見込量の中で記載（転倒予防教室、元気ハツラツ塾、健康教育、健康講座、介護講座、介護予防教室等）しておりますが、どのようなスタッフにより行うことがより効果的か今後とも検討してまいります。

意見 新予防給付のプラン、サービスも個々の様態にあったサービスになるようにして欲しい。

対応 新予防給付のケアプラン作成については、要支援となられた方に対し、早い段階から運動などを行うことで生活機能の低下を防ぎ、介護度がそれ以上

重くならないようにすることに主眼を置いて行われます。サービスの内容も介護予防に重点がおかれ、例えば、通所系サービスでは運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上を目指した事業が個々の様態に応じて新たに加わることとなりました。このケアプランの作成は地域包括支援センターまたは地域包括支援センターが委託した居宅介護支援事業者が作成し、介護予防サービス事業者により実際のサービスを受け、一定期間後にその効果を評価していくこととなります。このことは第5章第1節「地域包括支援センターの創設」(3)「新予防給付の実施について」の中で図示しております。

意見 地域型在宅介護支援センターについて・・・計画書の第5章第1節(2)の中で地域型在宅介護支援センターを身近な相談窓口として・・・云々と記しているが、現在のセンターは利用者に分かりにくくなっており気軽に行ける場所となっていない。

対応 地域包括支援センターは地域型在宅介護支援センターと連携を密にし市内全域にわたってネットワークを構築し、民間の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業者との相互の情報提供をすることで市民本位のサービスにつなげていく機能を果たすこととしており、地域包括支援センターを中心に地域型在宅介護支援センターも認知されるものと考えております。このことは第5章第1節「地域包括支援センターの創設」(3)「船橋市における地域包括支援センターの全体像」の中で記載しております。

意見 利用するサービスの質の向上を願います。

対応 介護を受けるときのサービスの質の向上には、利用する方が事業者の様々な情報を把握することが必要です。そこで利用者自らが事業者選択に資する目的で、第三者が客観的事実に基づいて確認し、その結果を定期的に開示する制度が予定されております。利用者が適切に介護サービスを選択することが可能となるよう、介護サービス事業者に介護サービスの内容や運営状況に関する情報の公表が義務づけられることとなります。このことは第4章第1節(3)「介護サービスの情報開示の標準化」として意見を踏まえ加筆記載しました。

意見 在宅でターミナルライフが出来るようサービスを充実させて欲しい。

対応 在宅で生活する中重度の要介護者を支援するため、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにすることが重要になります。

このため新たに地域密着型サービスが創設されることになりました。サービスとしては夜間においても、定期巡回や通報での訪問により日常生活上の世話を受けられる「夜間対応型訪問介護」や、通所施設への通いを中心として、随時の訪問や短期の宿泊を組み合わせる日常生活上の世話などを受けられる「小規模多機能型居宅介護」、その他にも「認知症対応型通所介護」などがあります。これらのサービスの利用により在宅介護の継続がより可能となります。このことは第3章第3節「地域密着型サービスの創設」の中に記載しております。

意見 施設（特養）の整備をすすめて欲しい。

対応 特別養護老人ホームの整備についての要望があることにつきましては承知しているところですが、施設系、居住系施設については国から、保険料水準との関係も踏まえつつ、要介護2～5の認定者に対する割合を平成26年度において37%以下にすることを目標として整備することと示されております。船橋市では基盤整備目標値をかがね介護老人福祉施設（特養）と認知症高齢者グループホームを優先課題として計画的に整備していくこととしております。このことについては第6章第4節「基盤整備の現状と目標値」の中で記載しております。

意見 高齢者虐待防止について具体的な対応マニュアルや夜間の対応、連携について具体的に記載して欲しい。

対応 高齢者が気軽に相談・連絡することができる地域包括支援センターを充実させ、関係機関との連携・整備を図っていきますが、具体的な対応マニュアルや対応方法につきましては、今後組織される「（仮）高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」、「（仮）高齢者虐待防止支援ネットワーク実務担当者会議」、「（仮）高齢者虐待防止早期発見、見守りネットワーク会議」の中で検討されるものと考えております。

なお、意見募集をしたときの事業計画（素案）では第5章「介護予防の円滑な推進にむけて」の第3節「高齢者虐待の防止」として掲載しておりましたが、見直しの中で第3章「地域ケア体制の確立」第5節「高齢者虐待の防止」として掲載することとしました。

意見 高齢者の生きがいづくりのためのサークル活動などや、高齢者向け住宅や憩いの家等の充実をして欲しい。

対応 学習、趣味、スポーツ、社会活動など高齢者の生きがいをづくりのための機会と場の提供については第7章第1節「生きがいをづくりの推進」のなかで、老人福祉センター、憩いの家、老人クラブ、健康づくりのための教室や事業など記載しております。このような場をとらえて積極的に参加されるようお願いいたします。

高齢者向け住宅については公営住宅・都市再生機構住宅についてバリアフリーに配慮してもらえるよう要請していきまるとともに様々な居住形態について研究・検討していきます。このことは第7章第2節「安心して暮らすための環境づくり」で記載しております。また介護保険サービスのひとつとして手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修について費用が支給されております。

意見 サービスを利用する中で低所得者対策を充実して欲しい。

対応 低所得者対策のひとつとして訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、施設入浴の居宅サービス利用料の一部を助成する市独自の支援事業を実施しておりますが、介護予防、地域密着型サービスの創設に伴い平成18年4月より対象となるサービスを拡大します。（詳細につきましては介護保険課までお問い合わせください。）

また介護保険料についても収入に応じた保険料の減額を行っております。

低所得者対策については第4章第2節「介護サービスに係る支援」の中に記載しております。

意見 認知症や介護にたずさわる家族の苦労について社会の理解がないのではないか。周知を図って欲しい。

対応 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、市としても認知症に対する理解をより一層進めなければならないところです。相談窓口の周知や地域住民への広報・啓発活動に積極的に取り組んでいきます。このことは第3章第4節「認知症ケアの在り方」の中に記載しております。

介護保険事業・制度の理解、普及啓発のため、冊子、パンフレットの配布や制度内容に関する出前講座等を実施しておりますが今後とも普及啓発に努めていきます。このことは第4章第1節「サービスの質の確保のための取組み」(2)「介護保険事業の普及啓発」の中に記載しております。

意見 介護給付等費用適正化事業の在り方について・・・介護保険サービス利用者は事業者から利用料がわかるように通知を受けており、市からの給付費通知は二重であり不要ではないか。

対応 介護保険利用者に対し、給付費通知を送付することにより介護給付費の適正化を図ることを目的としているものです。第５章第２節「地域支援事業の見込量」の中で記載しております。たとえば、事業者による過誤や架空の請求があった場合に、事業者からの利用明細と市からの通知内容を見比べていただくことにより明らかになることなどが考えられます。

意見 老人クラブの活動内容・会員数について知りたい。

対応 老人クラブの活動は、三大運動である社会奉仕（公園・公共施設の清掃、缶・ゴミ拾い）や健康スポーツ運動（グランドゴルフ、ゲートボール）、友愛活動（一声運動、施設訪問）の他、世代交流（小学校との交流）や各サークル活動、親睦旅行なども行なっております。

会員は、前期高齢者の１５．７％（９，３３７人）、後期高齢者の２３．０％（７，４９７人）の方が参加されております。

第７章第１節生きがいづくりの推進（１）生きがいづくりの機会と場の提供の中で老人クラブを記載しております。

〔訂正〕老人クラブの会員数（正）１６，８３４人となっております。

（平成１７年４月１日現在）

参 考

今回の事業計画にあわせて、介護保険料についても改定が行われましたが、改定にあたっての基本的な考え方等は次のとおりです。

○ １８、１９、２０年度の介護保険料はこの３年間の給付水準等により決まってくるところです。「介護保険運営協議会」、「作成委員会」等で審議を重ね、素案公表時には基準額 ３,８５０ 円としておりましたが、最終的には次のような考え方を踏まえ、基準月額を ３,７００ 円としました。

基金を取り崩し基準額を引き下げました。（１７年度末の基金の残高を ８ 億 ９ ０ ０ ０ 千万円と想定しておりますが、そのうち約 ６ 割にあたる ５ 億 ３ ４ ０ ０ 万円を取り崩しました。）

保険料段階を 7 段階として低所得者に対する負担軽減を引き続き行いました。(第 1 段階から第 3 段階までについて、基準額に対する割合を国の標準より引き下げました。)

税制改正に対応した激変緩和措置を行いました。(17 年度税制改正により高齢者の非課税限度額の廃止等について地方税法上では 18 年度から 2 年間の経過措置が設けられることとなりますが、この趣旨を踏まえ介護保険料も段階的に引き上げることとしました。)

第 3 期介護保険料

第 1 段階	老齢福祉年金生活保護受給者	19,980 円
第 2 段階	市民税世帯非課税年金収入 + 合計所得金額 80 万以下	19,980 円
第 3 段階	市民税世帯非課税 (上記以外)	31,080 円
第 4 段階	市民税本人非課税	44,400 円
税制改正に伴う第 1 段階からの激変緩和措置対象者		
18 年度	27,972 円	19 年度 35,964 円 20 年度 44,400 円
税制改正に伴う第 2 段階からの激変緩和措置対象者		
18 年度	27,972 円	19 年度 35,964 円 20 年度 44,400 円
税制改正に伴う第 3 段階からの激変緩和措置対象者		
18 年度	35,520 円	19 年度 39,960 円 20 年度 44,400 円
第 5 段階	市民税課税で合計所得金額 200 万未満	55,500 円
税制改正に伴う第 1 段階からの激変緩和措置対象者		
18 年度	31,524 円	19 年度 43,512 円 20 年度 55,500 円
税制改正に伴う第 2 段階からの激変緩和措置対象者		
18 年度	31,524 円	19 年度 43,512 円 20 年度 55,500 円
税制改正に伴う第 3 段階からの激変緩和措置対象者		
18 年度	39,072 円	19 年度 47,064 円 20 年度 55,500 円
税制改正に伴う第 4 段階からの激変緩和措置対象者		
18 年度	47,952 円	19 年度 51,504 円 20 年度 55,500 円
第 6 段階	市民税課税で合計所得金額 500 万未満	66,600 円
第 7 段階	市民税課税で合計所得金額 500 万以上	79,920 円

第 6 章第 6 節「介護保険財政と保険料の見込み」の中で加筆記載しました。

介護保険の収支決算につきましては第 1 号被保険者に年度の最初にお送りします保険料のご案内時に概要を報告しておりますが、今後、ホームページなど皆様にお知らせする手段を検討させていただきます。

16年度の船橋市の介護保険給付のおおまかな概要

1年間で利用した介護保険サービス費の額
約175.5億円

負担の内訳

約157.5億円 保険給付の額	約18億円
-----------------	-------

サービス利用時に負担した1割分

157.5億円の負担の内訳

第1号被保険者 65才以上の方 による保険料	第2号被保険者 40～64才の方 による保険料	国負担金	県負担金	市負担金
約35億円	約50.4億円	約32.7億円		

約19.7億円 約19.7億円

高齢者福祉課 436-2353
介護保険課 436-2302